

確定申告・住民税申告に係る要介護（要支援）認定者の所得控除

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

「九重町障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除のための確認書」が必要な方またはその扶養者の方は、介護被保険者証・印鑑を持参のうえ健康福祉課（役場1階）まで申請してください。

要介護認定者に対する障害者控除

障害者手帳等をお持ちでなくても、障害者控除に該当する場合があります。

該当となる方には所得税や住民税の控除を受けるための、「九重町障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象となる方

介護保険制度で要介護認定を受けた満65歳以上の方で、介護認定の審査資料が一定の要件を満たす方

おむつ代にかかる医療費控除

確定申告の際には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

2年目以降の手続き簡素化

おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても、九重町が発行する「おむつ代の医療費控除のための確認書」をもって代用することができます。対象となる方は、要介護（要支援）認定を受けており、介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。

日田税務署確定申告会場への来場を検討されている方へ

— 確定申告の時期はもう間近です。事前準備はお早目に !! —

申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ▶ 入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ▶ 会場当日配付（当日のみ配付）しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
 - ・LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービス開始予定。
 - ・LINEホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索して友達追加できます。
- ▶ 入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いします。
- ▶ 申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。



▲国税庁HP

ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください

- ▶ 申告国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の利用や手書きでの申告書作成により郵送で提出する方法、e-Tax（スマートフォンからも可能）で電子申告をする方法等により、ご自身で申告が行えます。詳しくは国税庁HP（<http://www.nta.go.jp/>）をご確認下さい。

確定申告会場における感染防止対策について

- 入場時の検温
- マスクの着用、手指消毒
- 少人数での来場



【日田税務署 申告会場】	開設期間	2月16日(水)～3月15日(火) 土・日・祝日を除く
	受付時間	午前9時～午後4時まで（入場整理券の当日配付分は、状況により早めに終了する場合があります）
	申告・納付期限	所得税・贈与税 3月15日（火） 個人事業者にかかる消費税 3月31日（木）

★日田税務署（☎0973-23-2136）※自動音声案内
確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（1/14～3/15）

令和3年分 所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

申告期間・受付会場

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

受付会場

九重町役場 3階 301会議室

新型コロナウイルス感染対策にご協力ください

- ▶ ご来場の際は必ず『マスクの着用』『入口での手指消毒』をお願いします。
- ▶ 一定時間ごとに空気の入替え等を行いますので、防寒対策をしてご来庁ください。
- ▶ 例年申告期間中は混み合うことが多くなります。『密』や不特定多数の方との接触を避けるためにも、郵送やインターネット（スマートフォン・パソコン）を利用してご自身で申告していただくことを推奨します。会場に直接来られる場合にも、できるだけ短時間で終わらせられるよう、必要書類を必ずそろえておくこと、収支の内容をまとめておくこと等、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



申告が必要な方

※収入が0円の方は、住民税申告書にその旨を記載の上、税務課窓口へ提出をお願いします

- ◆ 会社で年末調整をしていない方
- ◆ 事業所得や不動産所得等の各種所得がある方
- ◆ 源泉徴収票に記載された控除に変更がある方
- ◆ 医療費控除・寄付金控除等を受ける方 等

申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせハガキ
- 本人名義の通帳（口座振替をご希望の際に口座のお届け印が必要な場合があります）
- マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、又は、マイナンバー通知カード+運転免許証等）
- 源泉徴収票や支払調書の原本、その他収入のわかる書類
- 事業、不動産、土地、山林、株式等所得がある方は、収支内訳書及び帳簿等関係書類
 - ※領収書の整理・収支内訳書の事前作成をお願いします。
 - ※家畜市場で牛を販売された方は「家畜市場計算書（肉用牛売却証明書）」をご持参ください。
- 各種控除の領収書、証明書、障害者手帳等
 - ※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は年金特別徴収の場合は年金の源泉徴収票に記載されています。普通徴収の場合は、証明書を税務課窓口で発行する必要があります。
 - ※国民年金保険料は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が必要です。ご不明な点は、日田年金機構 日田年金事務所（☎0973-22-6174）へお問い合わせください。
 - ※生命保険料控除や地震保険等の電子的控除証明書等をお持ちの方は、あらかじめ国税庁HPより「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電子的控除証明書等を書面で出力し、提出（提示）してください。
- 住民税申告書
（受付の結果所得税が発生しない場合必要となります。住民税申告書は印字したものを自宅へ発送しますのでご持参ください）

ご自身で確定申告される場合 または 日田税務署へ行く場合は、11ページをご確認ください